600 兆円経済実現に向けて

平成 28 年4月 25 日 経済財政諮問会議

1. 現状と課題

アベノミクスの取組の下、企業収益は過去最高水準となり、3年連続でベースアップの流れも広がりつつある中で、賃金等の上昇や世帯収入の増加など雇用・所得環境は大きく改善した。このように我が国経済は経済再生・デフレ脱却に向けて大きく前進しており、その良好なファンダメンタルズに大きな変化はない。しかしながら、中国の成長鈍化、石油など資源価格の急落などを背景に、年初来の金融資本市場におけるリスクオフの動きなど国際金融情勢が変動する中で、国内経済も個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況となっている。

平成 28 年(2016 年)熊本地震により、極めて甚大な被害が発生し、多くの被災者が不自由な避難生活を余儀なくされている。被災者の生活への支援等に政府一丸となって取り組んでいく必要がある。また、地域経済やサプライチェーン等に及ぼす影響について早急に把握するとともに、その早期回復、復旧を図ることが重要な課題となっている。

年初来の不安定さは外的要因からきているとはいえ、これまでの企業行動や消費行動の背景には、人口減少・高齢化社会の下での期待成長率の低下、IT化などの技術革新を生かしきれていない生産性の低い働き方の継続、未だ実感に乏しい子育て環境の改善や現役世代の先行き不安などが根強く存在している。こうした構造的課題へのさらなる取組を通じて、生産性やイノベーションカを引き上げ、働き方改革を進めること等により潜在成長率を高めていくと同時に、新市場を開拓し、国民の潜在需要を掘り起こし、需要を拡大していくことが重要となっている。

同時に、経済再生と財政健全化の双方を一体として実現することが重要である。昨年閣議決定した「経済・財政再生計画」の初年度の予算となる 28 年度予算を着実に実施するほか、アクション・プログラムに沿ってワイズ・スペンディングを強化するなど、経済・財政一体改革を引き続き推進していく必要がある。

また、世界経済が不透明感を増す中、G7サミット議長国として、世界経済の持続的かつ力強い成長に向け、リーダーシップを発揮することが、世界経済、日本経済双方にとって極めて重要な課題となっている。

2.「成長と分配の好循環」の目指すところ

アベノミクス「三本の矢」は、市場の期待を動かし、日本経済をデフレではない状況に変え、企業収益を高め、国民の雇用と所得を拡大した。

「新三本の矢」は、この好循環を一時的なものに終わらせることなく、「成長と分配の好循環」を確立することにより、地方を含め日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すものである。国民一人ひとりの、働きたい、家庭を持ちたい、子を産み健やかに育てたいという希望の実現を支えるとともに、国民や企業の将来不安を払拭することを通じて、

構造的課題を克服し、日本全体の成長力を底上げしていく政策パッケージである。

第一の矢の600兆円経済の実現を通じて、生産性革命、イノベーションが促され、健康長寿や子育て支援サービス分野などで国民のニーズに応える付加価値の高い財・サービス、新たな投資、質の高い雇用が生み出され、産業構造が変革される。国民ー人ひとりの生活の質(QOL)を上げるとともに、国民所得の拡大を生み出す。

第二の矢の希望出生率 1.8、第三の矢の介護離職ゼロの実現は、国民一人ひとりの希望の実現を支え、人口減少・高齢化が醸成している将来不安を払拭し、日本の経済社会の持続的成長力を高める。働き方や教育の仕組みを変え、日本の将来を担う世代、支援を必要とする人を社会が支え、社会参加・社会貢献を拡大する。

新三本の矢はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、「成長と分配の好循環」を実現する。生産性の高い企業活動を実現し、収益をさらに拡大する。働き方や学び、福祉など、各場面で選択肢を広げる。また、ローカル・アベノミクスを深化させる。こうした分配面の強化は日本経済の成長力をさらに拡大させる。

少子高齢化に直面し、長期のデフレを経験した日本がこうした取組により経済を再生する姿は、同様の課題に直面する多くの先進国にとっても重要な意味を持つものである。

3.600 兆円経済への道筋の基本的考え方

「新三本の矢」は、一億総活躍の考え方の下、「国民の希望の実現」を支えることを中核として、新たな需要と供給を生み出すとともにその成果を国民一人ひとりに分配することにより好循環を強化するものである。その結果として、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長の実現がより確実になる。

具体的には、先ず、働きたいという国民の希望の実現に向け取り組むことにより労働供給の増加が生まれる。同時に、賃金や最低賃金の上昇を支えることにより、分配面において雇用者所得が着実に増加する。

また、結婚したいという希望、子供を持ち健やかに育てたいという希望、自らの能力・才能を磨きたいという希望、より健康になりたいといった希望の実現に向け、「国内の潜在市場」を顕在化すること、日本の製品や食品をもっと購入したい、日本に行って観光や医療・健康・美容などのサービスを受けたいといった海外の人々の希望に応える「海外の潜在市場」を開拓することなどにより、潜在需要が現実のものになる。

同時に、イノベーションと働き方改革等による生産性向上が期待されることで企業が設備投資や技術・人材投資等に前向きになり、長期的に低迷してきた日本における投資のリターンが向上する。

こうしたメカニズムを実現するため、政府の役割は大きい。「国民の希望」を実現するために、必要な制度改革・規制改革や安定財源の確保を行うこと、歳出改革の下で、

見える化、ワイズ・スペンディングを推進し、成長戦略を加速させる観点からも、公的サービスの産業化を進めることにより、ムダをなくすと同時に産業活性化を促すこと、医療・介護の分野では、国民の希望である健康への投資に資源配分を重点化することなどが必要不可欠である。

アベノミクスによって、経済再生と財政健全化の双方が着実に前に進んできている。 一億総活躍等の実現に向け、アベノミクスの成果も活用しつつ取組を進める。

4. 「成長と分配の好循環」の実現に向けた基本方針

「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」 を基本とし、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、以下の方針により、アベノミクスの 成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営を進める。

- 日本の景気回復の腰折れを回避し、日本経済を再びデフレに戻さない。
- 平成 28 年(2016 年)熊本地震による被災者の生活への支援等に万全を期す。また、地域経済の早期回復や産業復旧に取り組む。
- 世界経済の回復のための国際協調に向け、積極的に取り組み、G7等で日本が 積極的役割を果たす。
- 来年4月の消費税率引上げを控え、予算や税制などを通じた消費喚起策や可処分所得の増加策等により環境を整備する。
- 少子高齢化などの構造問題に正面から取り組み、様々な「壁」を一つ一つ取り除き、誰もが活躍できる一億総活躍社会を構築する。
- 一億総活躍社会の実現等のため、アベノミクスの成果の活用について方針を明確 化する。
- サプライサイドの強化を所得や需要の増加に結び付け、所得や需要の増加を持続的成長に結びつけるとともに、ローカル・アベノミクスを深化させることで「成長と分配の好循環」を一層強化する。
- 「経済・財政再生計画」に掲げる歳出改革等を着実に実行し、国・地方を通じたワイズ・スペンディングを徹底する。

5. 当面の政策運営と骨太方針に向けて

まずは、平成 28 年度予算を出来る限り上半期に前倒して実施し、27 年度補正予算の早期実施と併せ、景気回復の流れが腰折れしないように対処する。併せて、サミット議長国として、他のG7メンバー国に対して国際協調を働きかける上で、どういった対応が可能か検討を進める。また、力強さを欠く個人消費など内外の経済状況を注視する。

骨太方針に向けて、以下の観点から、「成長と分配の好循環」に資する政策に重点 化する。

- 国民一人ひとりの希望の実現を支える施策を推進する。
- 人材やR&Dへの投資、規制改革等を通じてイノベーションを創出し、生産性を高め、供給力・地域力を強化する。
- 実質賃金・可処分所得を引き上げるとともに、国民が生活の質(QOL)の改善を実 感できる消費喚起に取り組む。

上記の取組に当たっては具体的には以下の政策の実行・実現を提案する。また、来 年4月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要・反動減を平準化する。

I. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現

個人消費や設備投資に力強さを欠くといった経済成長の隘路の根本には、人口減少、 少子高齢化という構造的な問題がある。すなわち、人口減少や少子高齢化の進行が、 労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済 の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安となっている。これらの構 造的な問題に、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につな がる社会保障」の新三本の矢により、真正面から取り組もうとしている。

少子高齢化への対応は待ったなしの最重要課題であり、将来に先送りすることなく、 アベノミクスによる成長の果実が得られつつある今こそ、希望通りに働き、結婚、出産、 子育てが出来る環境を早急に整えるべきである。また、第4次産業革命に対応するためにも、労働市場の柔軟性と労働者の安心を両立させる新しい働き方を確立していくことが必要である。

(以下の事項について、一億総活躍国民会議における検討を踏まえ、具体化する。)

- (1)結婚・出産の支援
- (2)子ども・子育て支援、子どもの貧困対策等
- (3) 就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規の待遇改善等
 - < 短時間労働者・高齢者の就労促進、非正規雇用労働者の待遇改善>
 - <多様な働き方を可能とする環境整備>
- (4)女性の活躍推進

Ⅱ. 成長戦略の加速等

人材投資や設備投資、イノベーションや第4次産業革命に向けた徹底した取組、「Society5.0」(超スマート社会)の実現に向けた取組、知的財産・標準化戦略の強化等を通じて、生産性を引き上げる。産業の新陳代謝の促進や規制改革を通じて、付加価値を高める産業構造に変革する。

新たな有望成長市場の創出に向けて、第4次産業革命への対応、世界最先端の健康立国の実現、環境エネルギー制約の克服と投資拡大、スポーツの成長産業化、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化、サービス産業の生産性向上、農業改革・輸出促進、観光立国の実現等に取り組む。

また、産業競争力会議において、600 兆円経済の実現に向けた「官民戦略プロジェクト 10」(仮称)として、主要成長分野での市場規模拡大に向けた見通しとそのための戦略を明らかにする。

(1)生産性革命に向けた取組の加速

● 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化、世界トップレベルの人材を輩出する卓越大学院(仮称)の具体化、高等専門学校教育の高度化等、教育研究拠点を強化するとともに、卓越研究員制度等による、初等中等教育段階

- からトップレベルの研究者に至るまで体系的な人材の育成・確保策を講じる。
- 第5期科学技術基本計画に基づき、IoT、ビッグデータ、人工知能に係る研究開発等について、将来必要となる技術を特定し今後の展望をロードマップとして描き、一元的な司令塔の下、官民を挙げて推進するとともに、新たな価値創出のコアとなる強みを有する基盤技術の強化・基礎研究の推進、大学・国立研究開発法人におけるオープンイノベーション活動の促進や機能強化、及び民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年度までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。また、人工知能の普及に伴う社会的・倫理的課題に関し国内外の議論を進める。加えて、世界最高水準のITインフラ環境の確保及び利活用促進、サイバーセキュリティ対策、知的財産戦略の推進、先端技術の国際標準化に、官民挙げて取り組む。
- 第4次産業革命により求められる産業構造・就業構造の変革に、迅速かつ柔軟に対応するため、新たなビジネスの創出や事業再生・事業承継のための環境整備により、企業や産業の新陳代謝の促進・事業再編の円滑化を進める。
- 過去最高水準の経常利益を背景に、企業の保有する現預金等は増加している。 企業が内部資金を活用して投資・賃上げに取り組むことを後押しするため、政 府としても規制改革等の環境整備に取り組む。また、民間からの成長資金の供 給を促すため、官民ファンド、政府系金融機関を積極的に活用する。
- ESG(環境、社会、ガバナンス)や、人材投資、研究開発投資などの無形資産への投資を含む取組や、資本効率・投資効率の向上に向けた取組により企業の中長期的な成長力や収益力の強化を促すため、取引所等の関係者と協力し、コーポレートガバナンスの実効性の向上に取り組むとともに、企業と投資家の対話の充実に向けた具体策を検討する。

(2)新たな有望成長市場の創出・拡大

- スポーツ、文化・クールジャパン等様々なイベントや文化プログラムの展開等を通じた舞台・メディア芸術等日本や日本文化の魅力発信、国際交流やホストタウンの推進、外国人旅行者の誘客拡大による観光振興、スポーツ・文化による地域・経済活性化等について、平成 27 年 11 月に閣議決定したオリパラ基本方針に基づき推進する。
- 公共施設や社会資本の整備・運営への民間のビジネス機会を拡大するため、 具体的な案件形成を図り、優良事例の横展開を行う地域プラットフォームを活 用して地方のPPP/PFI事業を推進するなどPPP/PFIを官民一体となって推 進し、地域経済の好循環を促していく。
- メンテナンス産業の育成・拡大を図るため、新技術の掘り起こしや幅広い業種 からのメンテナンス市場への新規参入等を促進していく。
- 観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、無電柱化や自転車利用環境の 創出、官民ファンドの活用による観光地の再生・活性化、政府レベルの支援体 制の構築によるMICE誘致、高速交通網を活用した「地方創生回廊」の完備、羽

- 田空港の飛行経路見直しやコンセッション等による空港の機能強化、地方空港の LCC 等の受入促進、クルーズ船受入の更なる拡充を図る。
- 訪日外国人旅行者を含め外国人が安心して日本の医療機関を受診できる環境を整備するため、外国人患者受入体制が整備されているとして認証を受ける医療機関や、医療通訳等が配置された病院など、外国語診療が可能な医療機関を増加させていく。また、それらの医療機関の情報提供を充実させる。
- 世界経済が減速し、エネルギー環境投資が萎縮する中、省エネ・再エネ・資源など 環境エネルギー分野の市場拡大に向けた取組を強力に推進する。その際、地域活 性化の観点から、小水力やバイオマス、風力等の地域資源を活用し、小規模な再 生可能エネルギー源を組み合わせた分散型エネルギーシステムを構築するなど、 エネルギーの地産地消を推進する。

(3)TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化

<海外の成長市場の取り込み>

- これまで海外展開に踏み切ることができなかった地域の中堅・中小企業が、TP Pを契機に構築されるグローバル・バリューチェーンに参画し、巨大市場を開拓 するため、官民の支援機関等の連携による総合的な支援や、海外展開先にお ける法制度整備支援を含むビジネス環境整備などにより、その海外展開を積極 的に後押しする。
- TPPを契機に、我が国が貿易・投資の国際中核拠点「グローバル・ハブ」となることを目指し、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を着実に実施するとともに、我が国の強みを生かし、外国企業の投資や国内企業との連携を促進する方策や、外国企業進出の障害となっている課題の解決策を政策パッケージとしてとりまとめる。
- 外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続きを抜本的に簡素化するため、対日直接投資推進会議を中心に検討し、1年以内を目途に結論を得る。
- 事業環境の国際的なイコールフッティングの確保に向け、日本の立地競争力を 強化するための制度改革に不断に取り組む。
- TPP協定の早期発効に向け取り組み、日EU・EPA、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)、日中韓FTAなどの包括的かつレベルの高い経済連携協定や投資協定の締結を、戦略的かつスピード感を持って推進する。

<「日本ブランド」の下で戦略的な輸出・観光促進>

- 農林水産品、省エネ・省資源、インフラシステム、医療観光、美容サービスなど 分野横断的に、「安全」・「安心」・「高品質」等の評価を「日本ブランド化」するとと もに、在外公館等を活用し、コンテンツの輸出や文化の創造・対外発信等クー ルジャパン戦略、インフラシステム輸出戦略等を推進し、輸出・観光を促進する。
- 輸出先国の検疫、HACCPなどの食品安全基準、GAP等への対応、地理的表

示保護制度の活用等による日本ブランドを活かした戦略的輸出や販路開拓・促進等を通じた農林水産物・食品の輸出拡大及び地方創生の推進等を図るため、経営感覚に優れた担い手の育成、中山間地域を含めた産地の収益力・生産基盤の強化などにより、攻めの農林水産業を推進する。

<外国人材の活用>

- 世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設など諸外国以上に 魅力的な入国・在留管理制度を整備するとともに、高度人材ポイント制の利用 促進、日本での就労希望者(留学生、ODA 等による高度人材育成事業対象校 の海外学生、JET プログラム終了者等)と採用意欲の高い企業側のマッチング 支援、就労する外国人の子供の教育環境を含む生活環境整備を進めることに より、高度外国人材の受け入れを拡大する。
- 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れを拡大するとともに、 オリンピック・パラリンピック関連事業の円滑な執行に向けて建設分野の外国人 材を受け入れる制度等を活用する。さらに、外国人の就労状況を把握する仕組 みの改善等、在留管理基盤の強化に取り組む。

(4)地方創生、中小企業・小規模事業者支援

- 日本版DMOや地域商社を通じた地域のブランド確立、日本型イノベーション・エコシステムの形成による地域イノベーション促進、IoT を活用した地域サービス産業の生産性向上、「密度の経済」等を実現するコンパクト・プラス・ネットワーク等を通じた稼げるまちづくり等によりローカル・アベノミクスを実現し、強い地域経済・産業を再生するため、地方創生の本格展開を進める。
- また、人口減少等からみた地域特性に応じ、取組が遅れている課題について 戦略・事業の強化を図る地方公共団体の取組推進や効果検証を支援する。国 は、地方版総合戦略に基づき「しごと」づくりやこうした事業等に取り組む地方公 共団体に対し、まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版)による情報・人材・ 財政面からの支援を行う。
- 地方への人材還流を推進するため、46 道府県に整備されたプロフェッショナル 人材戦略拠点の活動を支援し、潜在成長力を有する企業の発掘と、潜在的に 地方への還流可能性のあるプロフェッショナル人材の就業機会の拡充等を図る。 また、生涯活躍のまち構想の推進等を通じ、中高年齢者の希望に応じた移住を 支援する。
- 生産性向上をあらゆる業種の企業・事業者で実現するため、中小企業・小規模 事業者の経営基盤強化を図りつつ、専門家派遣等により、ICT投資、省エネ及 び省力化投資、IT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基 づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、地域金融機関等との連携 による成長産業への円滑な労働移動支援等を行う。
- 世界的に活躍し地域を牽引する企業がさらに成長できるよう、造船業等におけ

- る地域発のグローバルイノベーションの創出を推進する。
- 成果志向の事業遂行を促進する社会的インパクト評価の推進や民間資金の活用により、複雑化・多様化する社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込み、民間の公益活動の活性化を図ることで、活力あふれる共助社会づくりを推進する。
- 誰もが使いやすく、安心・安全で快適なトイレは、地域のイメージアップやそれに伴う観光客誘致といった効果が期待されることから、全国においてユニバーサルデザインの快適なトイレ空間への改修を推進する。

(5)防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化

- 社会資本の整備については、社会資本整備重点計画等に基づき、既存施設の 最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、 コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの成長力を強化する分野に重 点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう長寿命化の観点及び中長期的な 建設業の担い手の確保の観点も踏まえ戦略的な取組を安定的・持続的に進め る。
- 人口減少下でも生産性向上による持続的な経済成長を実現するため、効率的な渋滞解消策等社会のベースの生産性向上に資するインフラの計画的整備や、物流効率化、ICT導入等による産業別・未来型の生産性向上を強力に推進(生産性革命)する。
- 「国土強靱化基本計画」等に基づき、府省庁横断的な国土強靱化の取組を着実に推進する。特に、地方公共団体による地域計画の策定・実施や、民間の主体的な取組を促進する。南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害、土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、防災・減災の取組を推進する。また、避難計画や避難経路などの原子力防災の充実を図る。
- 2020年東京大会を契機に、バリアフリー化を推進する。各地の観光地や交通機関において、より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリーの推進及び通信環境の飛躍的向上の推進により、多様な観光客の受入環境整備等を通じた地域の活性化を図る。
- 持続可能な都市構造を実現する観点から、成長をコントロールする政策から、 人口減少下にあっても都市の活力を維持・向上させるとともに公共サービスを より効率的にする政策へと枠組みの転換が重要である。このため、都市計画と 他の政策分野(産業振興、子育て支援、高齢化対応、物流、防災等)との横断 的連携を強化し、都市のコンパクト化の取組を促進するとともに、コンパクト化 による多様な効用を明らかにし、住民間で共有した上で、公共施設の集約・統 廃合等の適正化や未利用資産の有効活用を進めていくことが必要である。そ の際の手法として、多様なPPP/PFI事業を積極的に活用すべきである。
- 上下水道等については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域

化を行うとともに、コンセッション事業を推進するほか、多様なPPP/PFIの活用を検討する。

(6)規制改革の推進

● 生産性革命を実現し、人口減少下における供給制約を克服するため、大胆な規制改革を進めていく。岩盤規制改革の突破口である国家戦略特区については、 平成 27 年度末の集中取組期間の終了後も、改革のスピードを緩めることなく、 大胆な規制改革メニューを追加し、必要であれば、新たな区域を指定する。

(7)経済統計の改善

経済財政運営に当たっては、不断の統計の改善が必要である。

総務省は、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係府省庁の協力を得て、統計の精度向上に取り組む。

景気判断をより正確に行う観点から、行政記録情報やビッグデータ等の活用を拡大する。さらに、GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、経済財政諮問会議において、統計委員会と連携しつつ、以下の課題を含む政府の取組方針を年内に取りまとめる。

- ① 経済社会構造の変化を横断的に正確に反映する仕組み
- ② 類似統計間の統計手法、結果等についての比較分析と、統計改善に向けたフィードバックの仕組み
- ③ 利用者視点に立った府省庁横断的な地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化
- ④ 行政記録情報やビッグデータ等の新たなデータ源についての効率的な利活用 の推進

Ⅲ. 個人消費の喚起

人口減の下にあっても需要先細り懸念にとらわれることなく、少子化、高齢化、グローバル化等の時代の変化に対応する必要があるにもかかわらず顕在化していない潜在需要を発掘することにより、国民が求める新たな財・サービスを生み出すとともに、実質所得の向上、家計や企業の先行き不安の払拭、消費者マインドの喚起に取り組み、個人消費や設備投資を喚起する。

(1)賃金・可処分所得の引上げ等

- 2016 年春季労使交渉において、多くの企業において3年連続となる賃金・一時金の引上げを実現し、2017 年以降も企業収益に見合った賃金の継続的な引上げの流れが継続するよう、環境整備を進める。
- 名目 GDP を 2020 年頃に向けて 600 兆円に増加させていく中で、年率3%を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ、最低賃金の全国加重平均が

1000 円となることを目指す。これに向け、中小企業・小規模事業者の生産性向上等を支援するとともに、大企業へのヒアリングの実施、下請法等の運用強化、下請取引ガイドラインの充実・普及による適正な取引慣行の定着等を通じ、下請等中小企業の取引条件の改善を図る。

- 若者・子育て世帯や移住・集住を希望する者が、必要な質や広さを備えた住宅 に低廉な家賃で入居できるよう、空き家や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組 みを構築する。親族が近居する場合の UR 賃貸住宅の家賃割引などを通じて、 子育て世帯への住まいの提供を支援する。
- 経済・財政再生計画に基づく改革工程表に掲げる社会保障に係る改革項目を 着実に推進し、社会保障の効率化による社会保険料の増加の抑制を図る。

(2)潜在的な消費需要の実現

<健康長寿分野での新社会システムの構築>

- 日本健康会議の「健康なまち・職場づくり宣言 2020」の目標達成に向け政府としても協力し、自治体や企業・保険者における先進的な取組の全国展開を図るとともに、保険者への支援やインセンティブ付与、民間企業とのマッチング強化等を通じて健康経営及びデータヘルスの好事例を全国展開する。
- 自動車への衝突回避ブレーキの標準装備化、モバイルやICTによる医療介護 支援・健康管理など、高齢者の生活環境を向上させる先進技術の普及促進を 図る。

<国内·外国人旅行者双方による観光·旅行消費の活性化>

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた施策の推進により、訪日外国人旅行消費額を 2020 年8兆円・2030 年 15 兆円とすること、日本人国内旅行消費額を 2020 年 21 兆円・2030 年 22 兆円にすること等の目標達成を目指す。
- 訪日外国人旅行者の増加に向け、多様な魅力の対外発信強化、ビザの戦略的緩和、国立公園や美しい農山漁村など景観の優れた観光資源や文化資源の保全・活用、誰もが一人歩きできる環境の実現等によりインバウンドを拡大する。また、欧米豪や富裕層等をターゲットとしたプロモーションにより滞在期間の長期化を図る。
- 国内旅行市場の拡大に向け、年次有給休暇の取得向上・休暇取得の分散化、「ふるさと休日」の設定等休み方改革を推進し、生活の質の向上、観光の振興及び地域の活性化につなげる。

(3)ストックを活用した消費・投資喚起

● 建物状況調査(インスペクション)や瑕疵保険等を活用した既存住宅の質の確保を促進するとともに、長寿命化等の取組を行った良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、流通が促進されるよう、流通・金融等も含めた一体的な仕組みの開発・普及等に対して支援を行う。

- 住宅の耐震改修・建替えや適切な管理が行われていない空き家等の除却に対して支援を行う。また、住宅の断熱性を高めるなどの省エネルギー化やバリアフリー化など、住宅の長寿命化に資するリフォームを促進する。
- 労働力不足が深刻化する中、トラックの自動隊列走行の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化、特車通行許可の迅速化、ドローンによる荷物配送などにより物流生産性革命の実現を図る。
- 地域の価値を高めるため、優良な民間都市開発事業の形成を促進する。また、 それと連携した空き家等のリノベーションや公共的空間の利活用などの民間ま ちづくり団体の主体的な取組に対しハード・ソフト両面から支援を行う。
- 不動産ストックのフロー化による投資の促進、地域経済の好循環を図るため、 リート市場の機能強化、成長分野の不動産供給の促進、小口投資を活用した空 き家等の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価や地籍整備を 含む情報基盤の充実及び相続登記の促進などを行う。
- 老後の生活等に備えた自助による資産形成を支援するためにも、NISAの利便性を向上させるとともに、平成35年までの投資可能期間を恒久化することを検討する。

(4)消費者マインドの喚起

● 過去に行われたプレミアム付商品券・旅行券等の発行の取組や成果の分析を 踏まえつつ、日本版ブラック・フライデー(全国規模でのセールイベント)の実施 等も含め、消費者マインドの喚起策について検討する。また、消費者被害の防 止・救済の取組を進め、消費者の安全・安心の確保を図る。

Ⅳ. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築

一億総活躍等の実現に向け、アベノミクスの成果も活用しつつ取組を進める。

(1) 行政手続の簡素化・効率化・オンライン化

● 我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、規制改革、 行政手続簡素化、IT化を一体的に進めることにより、事業者目線で規制・行政 手続コストの削減に取り組む。

(2)歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築

- 制度横断的に社会保障の負担(税・社会保険料)・給付の構造や決定プロセス 等を検証し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図 るための改革を進める。
- 歳出改革により生まれた歳出抑制の成果を、子育て支援等に還元することができる仕組みを構築するとともに、潜在需要を顕在化させる公的サービス産業化を一層加速させる等、歳出改革へのインセンティブを強化する。

● 共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、関係府省庁が連携して、ボランティア参加者の拡大に向けた取組を推進するとともに、民間非営利組織、企業及び行政等の多様な主体が協力し合い寄附の普及啓発活動等を行う「寄付月間」等の寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。

(3)資源配分の効率化

● 「経済・財政再生アクション・プログラム」におけるKPIの把握、評価方法の確立 とともに、実効的なPDCAサイクルを構築する。また、「見える化」の徹底や優 良事例の横展開、インセンティブ改革の加速等を進めていく。これらを通じ、国・ 地方のワイズ・スペンディングを推進し、効率的な資源配分を実現していく。